鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付要綱

（趣旨）

1. 本村における狩猟人口の減少や高齢化が進む中、野生鳥獣が増加しており、生活環境や農作物等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行う有害鳥獣捕獲隊の育成・確保を図るため、新たに狩猟免許取得する者に対し、鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鮫川村補助金等の交付等に関する規則（昭和６０年鮫川村規則第１０号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象となる狩猟免許の種類）

第２条　補助の対象となる狩猟免許の種類は、次のとおりとする。

　（１）わな猟免許

　（２）第一種、第二種銃猟免許

（３）網猟免許

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

　（１）鮫川村内に住所を有し、村税等の滞納がない者

　（２）新規取得者は、狩猟免許取得後、福島県猟友会東白川支部鮫川分会に加入することを別紙により誓約した者。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる新規取得者が狩猟免許の取得のために支出する経費及び上限補助額については、次のとおりとする。

（１）狩猟免許新規取得関連経費

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　対　象　経　費 | 金　額 |
| 狩猟免許試験事前講習会受講料(テキスト代等も含む) | 4,000 円 |
| わな猟免許試験手数料 | 5,200 円 |
| 第一種(装薬銃)猟銃免許試験手数料 | 5,200 円 |
| 第二種(空気銃・圧縮ガス銃)猟銃免許試験手数料 | 5,200 円 |
| 網猟免許試験手数料 | 5,200 円 |
| 医師の診断書料 | 5,000 円 |
| 上記以外の狩猟免許取得に係る経費 |  |

（２）上限補助限度額（上限額の範囲内で実際に支払った額とする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金額 | 24,600　円 |

（補助金の交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、 鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付申請書（様式第１号）及び様式に定める添付書類を該当年度内までに、村長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付決定通知書（様式第２号）により、その旨を補助対象者に通知する。

２　村長は、前項の規定により補助金の交付決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

（補助金の請求）

第７条　前条第３項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付請求書（様式第３号）により、村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定による請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

（交付の取消及び補助金等の返還）

第８条　村長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、又は規則第１６条に該当するときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

２　前項の取消をした場合において、既に補助金が交付されているときは、村長は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（指導監督）

第９条　村長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

　附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

別紙（第３条関係）

鮫 川 村 長　様

誓　約　書

　　年度において鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金の交付を受けるにあたり、下記事項を尊守することを誓約いたします。

記

1. 狩猟免許取得後、福島県猟友会東白川支部鮫川分会に加入します。
2. 当該狩猟免許の有効期間は、継続的に有害鳥獣捕獲活動に参加します。
3. 前各項を守れない場合は、村から交付された補助金を村に返還します。

以上

　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　㊞

様式第１号（第５条関係）

鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付申請書

　　　　　年　　月　　日

鮫　川　村　長　様

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　㊞

　　年度において、標記補助金を受けたいので鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付要綱第５条の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

１　補助金申請額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　対　象　経　費 | 金　額 |
| 狩猟免許試験事前講習会受講料 | 円 |
| 狩猟免許試験申請手数料（わな猟免許　　） | 円 |
| 狩猟免許試験申請手数料（第１種猟銃免許） | 円 |
| 狩猟免許試験申請手数料（第２種猟銃免許） | 円 |
| 狩猟免許試験申請手数料（網猟免許　　　） | 円 |
| 医師の診断書料 | 円 |
| 合　　計 | 円 |

３　添付書類

1. 納税証明書
2. 取得した狩猟免許状の写し
3. 初心者講習会受講料の領収書（原本）
4. 狩猟免許申請時の収入証紙の領収書（原本）
5. 診断書の領収書(原本)
6. 福島県猟友会東白川支部鮫川分会入会確約書

様式第２号（第６条関係）

　第　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　　様

鮫川村長

　　　　年度鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金の交付決定について（通知）

　年　月　日付けで申請のあった鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金については、鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１．補助金の額　　　　金　　　　　　　　　　円

様式第３号（第7条関係）

鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金交付請求書

　　年　　月　　日

鮫 川 村 長　様

住 　所　　鮫川村大字　　　　　　字　　　　　　番地

氏　 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

金　　　　　　　　　　　円

　年　月　日　付け鮫川村指令　第　　号で補助金交付決定通知のあった鮫川村狩猟免許新規取得費用補助金として、上記のとおり請求します。

入金は下記の口座へ振込みして下さい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | | 銀行・金庫  農協・組合 | | 本店・支店  本所・支所 | | | | | | |
| 預金種目 | | 普通・当座 | 口　座  番　号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 振込口座名義 | 住　所 |  | | | | | | | | |
| （フリガナ） |  | | | | | | | | |
| 氏　名 |  | | | | | | | | |

|  |
| --- |
| ※請求者と異なる振込口座を使用する場合は、以下の承諾書にて使用する口座名義人に口座使用承諾を得ること。  口座使用承諾書  上記口座を使用することを承諾します。  　年　月　日  　　　　　　　住　所  　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |